

台風接近に伴う講義の取扱いについて

台風 15 号が 9 月 5 日（金）以降日本に接近するおそれがあります。

名古屋市（附属農場においては春日井市または名古屋市）に暴風特別警報または暴風警報が発令された場合、授業については、原則、学生便覧にある通り、以下の取扱いとします。

また、公共交通機関の計画運休が発表された場合は、警報の発令状況や大学の休講状況に関わらず、自分の安全を第一に考え、行動してください。

暴風警報	授業の有無
午前 7 時前に解除	1 時限目 (9 : 10) から授業を実施
午前 7 時以降 午前 10 時前に解除	3 時限目 (13 : 10) から授業を実施
午前 10 時以降 午後 3 時前に解除	6 時限目 (18 : 10) から授業を実施
午後 3 時以降に解除	全時限休講

令和 7 年 9 月 4 日

学務センター